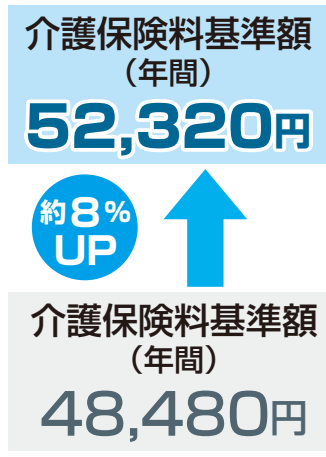


介護保険料が変わります

介護保険料基準額が年間約8%引き上げ



介護保険制度とは

平成12年から開始された介護保険制度は、年金・医療保険・労働保険に次ぐ第四の社会保険制度です。

介護を必要とする高齢者の方を社会全体で支える仕組みです。

この制度の財源は、介護サービスを受ける人が1割を負担し、残りの9割を、40歳以上の方、国、都道府県、市町村が負担します。

平成24年度から平成26年度の法定負担割合は、公費で50%、残りの50%を40歳～64歳の方が29%、65歳以上の方は21%となります。(図1参照)

介護費用はますます上昇

【約10%上昇の69億円と推計】

平成24年度から平成26年度の3年間に、かかる介護費用額(介護サービスを受ける

受けている方の1割負担分を除く)は、今後の高齢化の進行等を踏まえ、約69億円と推計しています。

これは、平成21年度から平成23年度の3年間の介護費用額に対し、約6億3,000万円(10%)の上昇となります。

平成24年度から3年間の保険料

保険料額は、65歳以上の方の所得状況等に応じて、段階を設定し、金額が設定されます。

今回の見直しで、低所得者層に配慮し、住民税非課税世帯、年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の1段階を増やし、全10段階に改めました。(表1参照)

介護サービスの充実

24時間、30分以内で、在宅サービスが受けられる体制づくりを目指します。

【主な導入予定の新サービス】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの導入
- サービス付高齢者住宅の整備
- 小規模多機能型居宅介護サービスの導入



介護保険料の納め方

▼保険料額等の通知

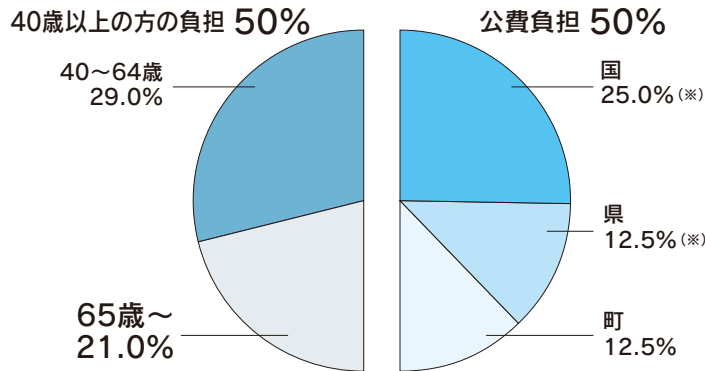
特別徴収(年金天引き)の方には、6月中旬に「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始(停止)通知書」をご本人宛てに送付します。

普通徴収の方には、6月中旬に「介護保険料納入通知書(納付書付)」を送付しますので、金融機関などでお支払いください。

なお、生活困窮などのため保険料の納付が困難な場合は、ご相談ください。

【図1】 介護保険料負担割合 (介護保険給付)

(※)施設等給付の場合は、国20%、県17.5%になります。



◎問い合わせ
福祉課 内線302

【表1】

大磯町介護保険料 (平成24年度～平成26年度)

保険料段階			年額保険料	
第1段階	○生活保護受給者の方 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方		26,160円	
第2段階	住民税 非課税世帯	前年の年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円以下の方	26,160円	
第3段階 【新設】		前年の年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円を超え120万円以下の方	36,600円	
第4段階		保険料段階が、第3段階に該当しない方	39,240円	
第5段階	住民税 本人非課税	前年の年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	47,040円	
第6段階		保険料段階が、第5段階に該当しない方	52,320円	
第7段階	住民税 課税世帯	住民税 本人課税	前年の合計所得金額が200万円未満の方	65,400円
第8段階			前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	78,480円
第9段階		住民税 本人課税	前年の合計所得金額が400万円以上800万円未満の方	91,560円
第10段階			前年の合計所得金額が800万円以上の方	104,640円

※住民税…町民税+県民税